

相模原市指導監査基準の判定評価

判定	評価	内容	指導監査実施機関の指導等
A	適合事項	指導監査基準を満たしているもの。	
B	通知事項	指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの。	指導監査結果通知書により理事会等への報告を指導し、すみやかに改善を求める。
C	要改善事項	指導監査基準を満たしていないもので、B（通知事項）以外のもの。	指導監査結果通知書により通知した上で、理事会等で改善是正の検討をすみやかに行うよう指導し、理事会等決議を経た改善是正状況等を改善結果報告書で求める。

※ ただし、判定区分Bの場合で、前回の指導監査結果が同様にBであったにもかかわらず正当な理由なく改善されていない場合は、C（要改善事項）とする。